

一般国道３１号呉駅交通ターミナル運営等事業 募集要項等修正箇所一覧

令和7年7月31日に公表した一般国道３１号呉駅交通ターミナル運営等事業 募集要項等に関し、以下のとおり修正する。

No.	資料名	頁	項目	変更前	変更後
1	募集要項	7	2.1 (10) 費用負担 a)内装整備に係る費用負担	内装整備業務に係る費用は、内装整備費等として国が負担することとする。内装整備費等の詳細については、優先交渉権者の選定後、国による内装設計の結果を開示し、特定事業契約の締結まで <u>に、</u> 国と事業者で協議のうえ定めるものとする。 <u>ただし、</u> 事業提案書における内装整備費等の提案額については、 <u>参考規模</u> 210,000千円（消費税等を含む）を超えてはならないものとする。詳細は、別紙１「サービス購入料の算定及び支払方法」に示す。	内装整備業務に係る費用は、内装整備費等として国が負担することとする。内装整備費等の詳細については、優先交渉権者の選定後、国による内装設計の結果を <u>令和８年３月頃に</u> 開示し、特定事業契約の締結まで <u>の令和８年３月～５月に</u> 国と事業者で協議のうえ定めるものとする。 <u>費用は、概算金額として210,000千円程度（消費税等を含む）を想定している。なお、</u> 事業提案書における内装整備費等の提案額については、210,000千円（消費税等を含む）を超えてはならないものとする。詳細は、別紙１「サービス購入料の算定及び支払方法」に示す。
2	募集要項	16	3.3(7)競争的対話の実施	国は、応募者の参加資格の確認後、事業提案書の提出までの間に、参加資格の確認を受けた応募者（以下「提案提出者」という。）と競争的対話等を行う。その結果を踏まえ、「資料１ 特定事業契約書（案）」、「資料２ 基本協定書（案）」及び「資料３ 要求水準書」の調整を行い、修正があった場合は公表する。応募者は、各回ごとに競争的対話に関する議題提案書（様式9 ないし10）を提出すること。応募者が多数の場合は、選定を行う場合がある。 受付期間：【第１回】令和７年 10 月 21 日（火）から 令和 7 年 10 月 24 日（金）まで 【第２回】令和 7 年11 月12 日（水）から 令和 7 年11 月19 日（水）まで （第１回・第２回とも受付最終日は17 時まで） 提出先：1.(3)に示す担当部局 提出方法：E-mail で提出すること（文書形式はMicrosoft Excel とする）。	国は、応募者の参加資格の確認後、事業提案書の提出までの間に、参加資格の確認を受けた応募者（以下「提案提出者」という。）と競争的対話等を行う。その結果を踏まえ、「資料１ 特定事業契約書（案）」、「資料２ 基本協定書（案）」及び「資料３ 要求水準書」の調整を行い、修正があった場合は公表する。応募者は、各回ごとに競争的対話に関する議題提案書（様式9 ないし10）を提出すること。応募者が多数の場合は、選定を行う場合がある。 受付期間：【第１回】令和 7 年 10 月 23 日（木）から 令和 7 年 10 月 28 日（火）まで 【第２回】令和 7 年11 月12 日（水）から 令和 7 年11 月19 日（水）まで （第１回・第２回とも受付最終日は17 時まで） 提出先：1.(3)に示す担当部局 提出方法：E-mail で提出すること（文書形式はMicrosoft Excel とする）。
3	募集要項	19	3.4 (5) 特定事業契約の締結		基本協定に従い、 <u>国と優先交渉権者は、内装整備費等に関する価格等の交渉を実施する。交渉が成立した場合、</u> 国と事業者は、 <u>見積合わせを行ったうえで、</u> 内装整備業務、維持管理業務及び運営業務並びに利便増進事業について包括的かつ詳細に規定する特定事業契約を締結する。なお、国は、「資料１ 特定事業契約書（案）」の修正には、原則として応じない。 国は、特定事業契約を締結したときは、PFI法第15条第３項及び第22条第２項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

No.	資料名	頁	項目	変更前					変更後						
4	募集要項	26	5.2 本事業の対象施設	表 7 本事業の主な対象施設					表 7 本事業の主な対象施設						
				施設区分		施設名称		施設詳細	想定フロア	施設区分		施設名称		施設詳細	想定フロア
				特定車両 停留施設	運営権 設定対象施設	特定車両用場所		誘導車路 操車場所 停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの	1階 1階 1階 1階	特定車両 停留施設	運営権 設定対象施設	特定車両用場所		誘導車路 操車場所 停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの	1階 1階 1階 1階
						旅客用 場所	待合等	乗降場 旅客通路 待合室 ベンチ 運行管理室・事務室 乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※1） 自動券売機 案内サイン・デジタルサイネージ	1階 1階及び2階 1階及び2階 1階及び2階 2階 2階 2階 1階及び2階			旅客用 場所	待合等	乗降場 旅客通路 待合室 ベンチ 運行管理室・事務室 乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※1） 自動券売機 案内サイン・デジタルサイネージ	1階 1階及び2階 1階及び2階 1階及び2階 2階 2階 2階 1階及び2階
								デッキ	歩行者通路 広場空間 庇 ベンチ コンテナハウス（国）（※3） 大型スクリーン（国） スロープ エレベーター エスカレーター					デッキ上 デッキ上 デッキ上 デッキ上 デッキ上 1階～デッキ 1階～デッキ 1階～デッキ	デッキ
その他設備	電気設備 給排水設備 空調設備 放送設備 監視設備（CCTV）		その他設備						電気設備 給排水設備 空調設備 放送設備 監視設備（CCTV）						

No.	資料名	頁	項目	変更前						変更後						
					運営権 設定対 象外施 設	旅客用 場所	利便施 設	コンテナハウス（事業者）（※2） 店舗（飲食・物販施設）（※3） 手荷物預かり・手荷物宅配 シャワールーム・更衣室 自動販売機 案内サイン・デジタルサイネージ 公衆無線 LAN ATM・外貨両替機 コインロッカー テレワーク・コワーキングスベ ース 電気設備、給排水設備、空調設備 （店舗部分）（※3） 監視施設（防犯用カメラ等） 暑さ対策（ミスト設備等） 植栽（プランター等）	デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上 2 階 2 階 1 階及び2 階 デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上 1 階または2 階 2 階 2 階 1 階及び2 階、 デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上 1 階、デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上			運営権 設定対 象外施 設	旅客用 場所	利便施 設	コンテナハウス（事業者）（※2） 店舗（飲食・物販施設）（※3） 手荷物預かり・手荷物宅配 シャワールーム・更衣室 自動販売機 案内サイン・デジタルサイネージ 公衆無線 LAN ATM・外貨両替機 コインロッカー テレワーク・コワーキングスベ ース 電気設備、給排水設備、空調設備 （店舗部分）（※3） 監視施設（防犯用カメラ等） 暑さ対策（ミスト設備等） 植栽（プランター等）	デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上 2 階 2 階 1 階及び2 階 <u>1 階</u> 、デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上 1 階または2 階 2 階 2 階 1 階及び2 階、 デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上 1 階、デッキ上 1 階及び2 階、 デッキ上
5	資料 1 特定事業契約書 （案）	47	第93条（事業者事由によ る解除） 第1項第4号、第5号	(4) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書第9条（談合その他の不正行為 による特定事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。 (5) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書第10条（暴力団排除に係る特定 事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。						(4) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書第10条（談合その他の不正行為 による特定事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。 (5) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書第11条（暴力団排除に係る特定 事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。						
6	資料 1 特定事業契約書 （案）	-	別紙 1 契約金額の内訳	（注）優先交渉権者の提案内容に基づき記載する。 <u>ただし、内装整備費等 の詳細については、優先交渉権者の選定後に国と事業者で協議のうえ定め るものとする。</u>						（注） <u>基本協定書に基づき、国と優先交渉権者の間で内装整備費等の価格 等の交渉が成立した場合、その内容及び優先交渉権者の提案内容に基づ き、国と事業者が見積合わせを行ったうえで</u> 記載する。						

No.	資料名	頁	項目	変更前	変更後
7	資料2 基本協定書 (案)	4	第5条（内装整備費等に 係る価格等の交渉）		<u>1 乙は、甲の求めに基づき、甲が作成し乙に提供した内装設計業務の成果物を基に、内装整備費等の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「内装整備業務に係る参考見積書等」という。）を作成し、甲に提出する。</u> <u>2 甲及び乙は、前項の内装設計業務の成果物に基づき、内装整備業務に係る参考見積書等の内容に関する協議及び合意形成（以下「価格等の交渉」という。）を行う。この場合において、見積額の妥当性が認められない等、見積条件を見直す必要があるときは、協議のうえ必要な見直しを行う。</u> <u>3 乙は、前項の見直しを行った場合、価格等の交渉の結果を踏まえた内装整備業務に係る参考見積書等を提出し、改めて甲との間で価格等の交渉を行う。</u> <u>4 前二項に基づく価格等の交渉の結果、見積額の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合、その他特定事業契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。</u> <u>5 第2項及び第3項に基づく価格等の交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。この場合、甲と事業者との間で特定事業契約が締結に至らなかったものとみなして、第12条（特定事業契約不調の場合の処理）第1項及び第17条（有効期間）第2項の規定を適用する。</u>
8	資料2 基本協定書 (案)	5	第6条（特定事業契約の 締結）	甲及び乙は、特定事業契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。	<u>1 乙は、前条（内装整備費等に係る価格等の交渉）第4項により甲との間で価格等の交渉が成立した場合、その内容及び事業提案書に基づき、事業者をして、内装整備費等及び維持管理・運営に係るサービス購入料の内訳書を付した参考見積書並びにその見積条件を記載した資料（以下「特定事業契約に係る参考見積書等」という。）を作成し、甲に提出させる。</u> <u>2 甲は、特定事業契約に係る参考見積書等で示された見積条件等を基に、特定事業契約に係る予定価格を定める。</u> <u>3 乙は、事業者をして、特定事業契約に係る見積書を甲に提出させ、甲との間で見積合せを行わせる。</u> <u>4 甲は、前項の見積合せの結果、見積書の金額が予定価格の範囲内の場合は、事業者との間で特定事業契約を締結する。</u> <u>5 甲及び乙は、特定事業契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。</u>

No.	資料名	頁	項目	変更前	変更後																																																																																																																																																
8	資料 2 基本協定書 (案)	10	第17条 (有効期間) 第3項	3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。 (1) <u>第 9 条</u> （談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第 2 項から第 5 項まで (2) <u>第10条</u> （暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第 2 項から第 4 項まで (3) <u>第11条</u> （特定事業契約不調の場合の処理） (4) <u>第13条</u> （本事業（国）終了後の代表企業の責任） (5) <u>第14条</u> （秘密保持） (6) <u>第18条</u> （準拠法及び管轄裁判所） (7) 本条（有効期間）	3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。 (1) <u>第10条</u> （談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第 2 項から第 5 項まで (2) <u>第11条</u> （暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第 2 項から第 4 項まで (3) <u>第12条</u> （特定事業契約不調の場合の処理） (4) <u>第14条</u> （本事業（国）終了後の代表企業の責任） (5) <u>第15条</u> （秘密保持） (6) <u>第19条</u> （準拠法及び管轄裁判所） (7) 本条（有効期間）																																																																																																																																																
9	資料 3 要求水準書	9	2.6 対象施設に関する事項	<表 3 本事業の主な対象施設> <table><tr><th colspan="2">施設区分</th><th colspan="2">施設名称</th><th>施設詳細</th><th>想定フロア</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車 両停留 施設</td><td rowspan="4">運営権 設定対 象施設</td><td colspan="2" rowspan="4">特定車両用場所</td><td>誘導車路</td><td>1 階</td></tr><tr><td>操車場所</td><td>1 階</td></tr><tr><td>停留場所</td><td>1 階</td></tr><tr><td>その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの</td><td>1 階</td></tr><tr><td rowspan="14"></td><td rowspan="14"></td><td rowspan="8">旅客用 場所</td><td rowspan="8">待合等 場所</td><td>乗降場</td><td>1 階</td></tr><tr><td>旅客通路</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td>待合室</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td>運行管理室・事務室</td><td>2 階</td></tr><tr><td>乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※ 1）</td><td>2 階</td></tr><tr><td><u>自動券売機</u></td><td>2 階</td></tr><tr><td>案内サイン・デジタルサイネージ</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td rowspan="6">デッキ</td><td rowspan="6"></td><td>歩行者通路</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>広場空間</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>庇</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>コンテナハウス（国）（※ 2）</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>大型スクリーン</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td>スロープ</td><td>1 階～デッキ</td></tr><tr><td>エレベーター</td><td>1 階～デッキ</td></tr><tr><td>エスカレーター</td><td>1 階～デッキ</td></tr><tr><td rowspan="5">その他設備</td><td rowspan="5"></td><td>電気設備</td><td></td></tr><tr><td>給排水設備</td><td></td></tr><tr><td>空調設備</td><td></td></tr><tr><td>放送設備</td><td></td></tr><tr><td>監視設備（CCTV）</td><td></td></tr></table>	施設区分		施設名称		施設詳細	想定フロア	特定車 両停留 施設	運営権 設定対 象施設	特定車両用場所		誘導車路	1 階	操車場所	1 階	停留場所	1 階	その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの	1 階			旅客用 場所	待合等 場所	乗降場	1 階	旅客通路	1 階及び 2 階	待合室	1 階及び 2 階	ベンチ	1 階及び 2 階	運行管理室・事務室	2 階	乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※ 1）	2 階	<u>自動券売機</u>	2 階	案内サイン・デジタルサイネージ	1 階及び 2 階	デッキ		歩行者通路	デッキ上	広場空間	デッキ上	庇	デッキ上	ベンチ	デッキ上	コンテナハウス（国）（※ 2）	デッキ上	大型スクリーン	デッキ上			スロープ	1 階～デッキ	エレベーター	1 階～デッキ	エスカレーター	1 階～デッキ	その他設備		電気設備		給排水設備		空調設備		放送設備		監視設備（CCTV）		<表 3 本事業の主な対象施設> <table><tr><th colspan="2">施設区分</th><th colspan="2">施設名称</th><th>施設詳細</th><th>想定フロア</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車 両停留 施設</td><td rowspan="4">運営権 設定対 象施設</td><td colspan="2" rowspan="4">特定車両用場所</td><td>誘導車路</td><td>1 階</td></tr><tr><td>操車場所</td><td>1 階</td></tr><tr><td>停留場所</td><td>1 階</td></tr><tr><td>その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの</td><td>1 階</td></tr><tr><td rowspan="14"></td><td rowspan="14"></td><td rowspan="8">旅客用 場所</td><td rowspan="8">待合等 場所</td><td>乗降場</td><td>1 階</td></tr><tr><td>旅客通路</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td>待合室</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td>運行管理室・事務室</td><td>2 階</td></tr><tr><td>乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※ 1）</td><td>2 階</td></tr><tr><td><u>自動券売機</u></td><td>2 階</td></tr><tr><td>案内サイン・デジタルサイネージ</td><td>1 階及び 2 階</td></tr><tr><td rowspan="6">デッキ</td><td rowspan="6"></td><td>歩行者通路</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>広場空間</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>庇</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>コンテナハウス（国）（※ 2）</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td>大型スクリーン</td><td>デッキ上</td></tr><tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td>スロープ</td><td>1 階～デッキ</td></tr><tr><td>エレベーター</td><td>1 階～デッキ</td></tr><tr><td>エスカレーター</td><td>1 階～デッキ</td></tr><tr><td rowspan="5">その他設備</td><td rowspan="5"></td><td>電気設備</td><td></td></tr><tr><td>給排水設備</td><td></td></tr><tr><td>空調設備</td><td></td></tr><tr><td>放送設備</td><td></td></tr><tr><td>監視設備（CCTV）</td><td></td></tr></table>	施設区分		施設名称		施設詳細	想定フロア	特定車 両停留 施設	運営権 設定対 象施設	特定車両用場所		誘導車路	1 階	操車場所	1 階	停留場所	1 階	その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの	1 階			旅客用 場所	待合等 場所	乗降場	1 階	旅客通路	1 階及び 2 階	待合室	1 階及び 2 階	ベンチ	1 階及び 2 階	運行管理室・事務室	2 階	乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※ 1）	2 階	<u>自動券売機</u>	2 階	案内サイン・デジタルサイネージ	1 階及び 2 階	デッキ		歩行者通路	デッキ上	広場空間	デッキ上	庇	デッキ上	ベンチ	デッキ上	コンテナハウス（国）（※ 2）	デッキ上	大型スクリーン	デッキ上			スロープ	1 階～デッキ	エレベーター	1 階～デッキ	エスカレーター	1 階～デッキ	その他設備		電気設備		給排水設備		空調設備		放送設備		監視設備（CCTV）	
施設区分		施設名称		施設詳細	想定フロア																																																																																																																																																
特定車 両停留 施設	運営権 設定対 象施設	特定車両用場所		誘導車路	1 階																																																																																																																																																
				操車場所	1 階																																																																																																																																																
				停留場所	1 階																																																																																																																																																
				その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの	1 階																																																																																																																																																
		旅客用 場所	待合等 場所	乗降場	1 階																																																																																																																																																
				旅客通路	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
				待合室	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
				ベンチ	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
				運行管理室・事務室	2 階																																																																																																																																																
				乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※ 1）	2 階																																																																																																																																																
				<u>自動券売機</u>	2 階																																																																																																																																																
				案内サイン・デジタルサイネージ	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
		デッキ		歩行者通路	デッキ上																																																																																																																																																
				広場空間	デッキ上																																																																																																																																																
				庇	デッキ上																																																																																																																																																
				ベンチ	デッキ上																																																																																																																																																
				コンテナハウス（国）（※ 2）	デッキ上																																																																																																																																																
				大型スクリーン	デッキ上																																																																																																																																																
		スロープ	1 階～デッキ																																																																																																																																																		
		エレベーター	1 階～デッキ																																																																																																																																																		
		エスカレーター	1 階～デッキ																																																																																																																																																		
		その他設備		電気設備																																																																																																																																																	
				給排水設備																																																																																																																																																	
				空調設備																																																																																																																																																	
放送設備																																																																																																																																																					
監視設備（CCTV）																																																																																																																																																					
施設区分		施設名称		施設詳細	想定フロア																																																																																																																																																
特定車 両停留 施設	運営権 設定対 象施設	特定車両用場所		誘導車路	1 階																																																																																																																																																
				操車場所	1 階																																																																																																																																																
				停留場所	1 階																																																																																																																																																
				その他の特定車両の通行、停留又は駐車の用に供するもの	1 階																																																																																																																																																
		旅客用 場所	待合等 場所	乗降場	1 階																																																																																																																																																
				旅客通路	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
				待合室	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
				ベンチ	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
				運行管理室・事務室	2 階																																																																																																																																																
				乗車券販売所・定期券窓口（有人）（※ 1）	2 階																																																																																																																																																
				<u>自動券売機</u>	2 階																																																																																																																																																
				案内サイン・デジタルサイネージ	1 階及び 2 階																																																																																																																																																
		デッキ		歩行者通路	デッキ上																																																																																																																																																
				広場空間	デッキ上																																																																																																																																																
				庇	デッキ上																																																																																																																																																
				ベンチ	デッキ上																																																																																																																																																
				コンテナハウス（国）（※ 2）	デッキ上																																																																																																																																																
				大型スクリーン	デッキ上																																																																																																																																																
		スロープ	1 階～デッキ																																																																																																																																																		
		エレベーター	1 階～デッキ																																																																																																																																																		
		エスカレーター	1 階～デッキ																																																																																																																																																		
		その他設備		電気設備																																																																																																																																																	
				給排水設備																																																																																																																																																	
				空調設備																																																																																																																																																	
放送設備																																																																																																																																																					
監視設備（CCTV）																																																																																																																																																					

No.	資料名	頁	項目	変更前						変更後						
					運営権 設定対 象外施 設	旅客用 場所	利便施 設	コンテナハウス（事業者）（※2） 店舗（飲食・物販施設）（※3） 手荷物預かり・手荷物宅配 シャワールーム・更衣室 自動販売機 案内サイン・デジタルサイネージ 公衆無線 LAN ATM・外貨両替機 コインロッカー テレワーク・コワーキングスパー ス 電気設備、給排水設備、空調設備 （店舗部分）（※3） 監視設備（防犯用カメラ等） 暑さ対策（ミスト設備等） 植栽（プランター等）	デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上 2 階 2 階 1 階及び 2 階 デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上 1 階または 2 階 2 階 2 階 1 階及び 2 階、 デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上 1 階、デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上			運営権 設定対 象外施 設	旅客用 場所	利便施 設	コンテナハウス（事業者）（※2） 店舗（飲食・物販施設）（※3） 手荷物預かり・手荷物宅配 シャワールーム・更衣室 自動販売機 案内サイン・デジタルサイネージ 公衆無線 LAN ATM・外貨両替機 コインロッカー テレワーク・コワーキングスパー ス 電気設備、給排水設備、空調設備 （店舗部分）（※3） 監視設備（防犯用カメラ等） 暑さ対策（ミスト設備等） 植栽（プランター等）	デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上 2 階 2 階 1 階及び 2 階 1 階、 デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上 1 階または 2 階 2 階 2 階 1 階及び 2 階、 デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上 1 階、デッキ上 1 階及び 2 階、 デッキ上
10	資料 3 要求水準書	16	4.1.2 旅客用場所の整備方針 ＜表 4 旅客用場所の整備方針＞ 自動券売機	・ <u>事業者自ら</u> の負担で必要台数を設置する。位置については、 <u>事業者の提案に基づき</u> 、バス事業者と協議のうえ定めるものとする。 ・ 高齢者や障害者等にも配慮した運用とする（高さや画面など配慮した構造、もしくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）。						・ <u>バス事業者</u> の負担で必要台数を設置する。位置については、バス事業者と協議のうえ定めるものとする。 ・ 高齢者や障害者等にも配慮した運用とする（高さや画面など配慮した構造、もしくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）。						